

議案第147号

## 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月6日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)  
の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第2条、第17条及び第21条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第28条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第4項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第37条第3項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第39条第1号中「厚生労働省地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。)」を加える。

第54条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第57条第6号中「設備」の次に「(以下「職業指導に必要な設備」という。)」を加える。

第58条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第4項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第60条第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「の学部で」を「(短期大学を除く。次号において同じ。)において」に改め、同条第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第66条の3第15項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

「第8章 情緒障害児短期治療施設」を「第8章 児童心理治療施設」に改める。

第67条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第68条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第3項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改め、同条第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第69条から第71条までの規定(見出しを含む。)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第72条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第43条の5に規定する」を「第43条の2の規定による」に改める。

第73条及び第74条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第76条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改め、同条第4項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第78条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第4号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第87条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附則第18条中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。